

羽咋市都市公園条例 (昭和47年3月31日条例第2号)

最終改正:平成31年3月19日条例第1号

改正内容:平成31年3月19日条例第1号 [令和元年10月1日]

○羽咋市都市公園条例

昭和47年3月31日条例第2号

改正

昭和51年9月22日条例第17号
昭和52年9月22日条例第32号
昭和53年6月30日条例第22号
昭和55年6月25日条例第22号
昭和57年10月1日条例第20号
昭和58年6月25日条例第22号
昭和60年12月25日条例第23号
昭和61年3月24日条例第7号
昭和63年3月25日条例第8号
平成元年3月25日条例第20号
平成4年9月25日条例第24号
平成5年3月25日条例第8号
平成9年3月25日条例第7号
平成10年3月24日条例第12号
平成11年6月28日条例第16号
平成12年3月27日条例第15号
平成13年3月27日条例第22号
平成13年10月5日条例第29号
平成16年3月29日条例第7号
平成17年3月29日条例第12号
平成17年9月30日条例第22号
平成19年3月29日条例第15号
平成24年12月25日条例第38号
平成26年3月25日条例第3号
平成30年3月22日条例第15号
平成31年3月19日条例第1号

羽咋市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、羽咋市が設置する都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理につき法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市民1人当たりの敷地面積の標準)

第1条の2 市の区域内に設置する公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第1条の3 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の規定により条例で定める一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法

(昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。) 第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。
(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、当該公園の名称、所在地、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(行為の制限)

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に当たり、公園の管理上必要な範囲内で、条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質、物件等の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 焚火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止めておくこと。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めるとき。
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認めるとき。
- (3) その他公園の管理上必要と認めるとき。

(有料公園施設)

第6条の2 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。) は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定により定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 設置の目的及び期間

- ウ 設置の場所及び面積
 - エ 公園施設の構造及び管理の方法
 - オ 工事施工の方法及び期間
 - カ 原状回復の方法
 - キ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的及び期間
 - ウ 管理する公園施設
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 変更する事項
 - ウ 変更する理由
 - エ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の規定により定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事施工の方法及び期間
- (4) 原状回復の方法
- (5) その他市長の指示する事項

3 法第6条第3項ただし書の軽易な変更事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
(保証人)

第8条 市長は、法又はこの条例の規定による許可に際し必要があるときは、保証人を立てさせることができる。

(使用料)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 別表第2第2項公園を占用する場合にあっては、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについて使用料の額は、前項の規定により算定した額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 市長は、特に必要と認める場合においては、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由で使用ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の徴収)

第9条の2 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用(以下「公園施設の使用」という。)の期間が3月を超えない場合においては、公園施設の使用の許可の際(有料公園施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)徴収する。

2 公園施設の使用の期間が3月を超える場合においては、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。

- (1) 第1期 4月から6月まで
- (2) 第2期 7月から9月まで
- (3) 第3期 10月から12月まで
- (4) 第4期 1月から3月まで

3 使用料の額が年を単位として定められている場合においては、公園施設の使用日数に1年未満の端数を生じたときは、使用料の額は、月割により計算する。この場合において、1月未満の日数は1月とする。

4 使用料の額が月を単位として定められている場合において、公園施設の使用日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて、日割計算により算出する。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公衆上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物を保管した場合の公示事項)

第11条 法第27条第5項の規定により定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行われなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示する。
 - (2) 前号の公示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、当該公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を市掲示板に掲載すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧表を規則で定める場所に備付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
(工作物等の評価の方法)

第13条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度、その他工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
(保管した工作物等を返還する場合の手続)

第14条 市長は、法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却について、規則で定める方法により行うものとする。
(工作物等を返還する場合の手続)

第15条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。
(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を現状に回復したとき。
- (4) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。
- (7) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を講じたとき。

(指定管理者)

第17条 市長は、別表第2第4号に掲げる有料公園施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条の2、第8条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、この条例中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設利用のための事業の実施に関すること。
- (2) 施設の利用の承認、施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い施設の管理運営を行わなければならない。

(利用料金)

第20条 指定管理者は、別表に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めるものとし、当該利用料金は、当該指定管理者の収入として収受されるものとする。

(公園予定区域及び予定公園についての準用)

第21条 第1条の4及び第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(損害賠償)

第22条 使用者は、公園内の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失したときは、直ちに届け出るとともに、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認める場合は、これを減免することができる。

2 本市は、第10条の規定に基づく処分によって、許可を受けた者が被った損害について、賠償の責めを負わない。
(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第11条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第11条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項(第11条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第25条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免がれた者に対しては、その徴収を免がれた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第27条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年9月22日条例第17号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年9月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年6月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月24日条例第7号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月25日条例第8号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月25日条例第20号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第12号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第15号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第22号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月5日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第12号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第22号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施設の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月29日条例第15号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第38号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第6条の2関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称
羽咋運動公園	野球場 テニスコート 弓道場

別表第2 (第9条、第17条、第20条関係)

1 公園に施設を設ける場合

種類		単位	金額
建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額

備考

- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 占有物件の面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

2 公園を占有する場合

種別		単位	金額
電柱	第一種電柱	1本につき 1年	1,000円
	第二種電柱		1,600円
	第三種電柱		2,200円
電話柱	第一種電話柱		930円
	第二種電話柱		1,500円
	第三種電話柱		2,100円
その他の柱類			72円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年	10円
地下電線その他地下に設ける線類			5円
地上に設ける変圧器		1個につき 1年	700円
地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき 1年	480円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	1,400円
郵便差出箱		1個につき 1年	600円
広告塔		1個につき 1年	4,400円
その他の工作物		占有面積1平方メートルにつき 1年	1,400円
立看板類		表示面積1平方メートルにつき 1月	440円
工事用資材置場等物置場として一時使用の場合		表示面積1平方メートルにつき 1月	440円
標識		1本につき 1年	1,100円
旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき 1日	44円
	その他のもの	1本につき 1月	440円

備考

- 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 表示面積、占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算するものとする。

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	単位	期間	金額
露店、行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	270円
興業	1平方メートル	1日	110円
展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル	1日	30円
業として写真を撮影する場合	写真機 1台	1日	320円
業として映画を撮影する場合	1箇所	1日	5,500円

備考 使用料の額には、消費税相当額を含む。

4 有料公園施設を利用する場合

ア 羽咋運動公園野球場使用料

区分	単位		金額	
			一般	小・中・高生
専用	午前8時30分から正午まで	羽咋市内	2,090円	1,040円
		上記以外	4,180円	2,090円
	午後1時から午後5時まで	羽咋市内	2,090円	1,040円
		上記以外	4,180円	2,090円
	午後6時から午後9時まで	羽咋市内	11,510円	5,750円
		上記以外	23,040円	11,510円

- 備考 1 使用料の額には、消費税相当額を含むものとする。
 2 午後6時から午後9時までの使用料の額には照明設備の使用を含むものとする。
 3 早朝の使用料の額については、午前8時30分から正午までの使用料の額の5割とする。
 4 入場料を徴収する場合の使用料の額は、それぞれ基本使用料の額の10割に相当する額を加算した額とする。

イ 羽咋運動公園テニスコート使用料

区分	単位		金額	
			一般	小・中・高生
専用	午前8時30分から午後5時まで (1時間につき)	羽咋市内	410円	200円
		上記以外	830円	410円
	午後6時から午後10時まで(1時間につき)	羽咋市内	830円	410円
		上記以外	1,250円	620円

- 備考 1 使用料の額には、消費税相当額を含むものとし、1面の使用料の額とする。
 2 使用時間については、1時間に満たない使用時間は1時間とする。
 3 午後6時から午後10時までの使用料の額には、照明設備の使用を含むものとする。
 4 早朝の使用料の額については、午前8時30分から午後5時まで(1時間につき)と同額とする。

ウ 羽咋運動公園弓道場使用料

区分	単位		金額	
			一般	小・中・高生
個人	午前8時30分から正午まで	羽咋市内	100円	50円
		上記以外	200円	100円
	午後1時から午後5時まで	羽咋市内	100円	50円
		上記以外	200円	100円
	午後6時から午後10時まで	羽咋市内	200円	100円
		上記以外	410円	200円
専用	午前8時30分から正午まで	羽咋市内	620円	300円
		上記以外	1,250円	620円
	午後1時から午後5時まで	羽咋市内	620円	300円
		上記以外	1,250円	620円
	午後6時から午後10時まで	羽咋市内	1,250円	620円
		上記以外	2,500円	1,250円

- 備考 1 使用料の額には、消費税相当額を含むものとする。
 2 午後6時から午後10時までの使用料の額については、照明設備の使用を含むものとする。